資料５－３

地域との共生について

目次

1. 再エネ特措法の改正による事業規律強化
2. 地域脱炭素化促進事業に基づく促進区域の設定
3. 「北海道GX推進税制」における地域との合意形成

再エネ特措法の改正の改正による事業規律強化

地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化（2024年再エネ特措法改正等）

＜地域でトラブルを抱える例＞

土砂崩れで生じた崩落

柵塀の設置されない設備

不十分な管理で放置されたパネル

景観を乱すパネルの設置

①許認可の認定申請要件化	➢ 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、**許認可取得を再エネ特措法の申請要件**とするなど、**認定手続厳格化**。
②違反防止・早期解消	➢ **違反の未然防止・早期解消**を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合に**FIT/FIP交付金を留保する措置**といった**再エネ特措法における新たな仕組み**を導入。認定取消しの際の**徴収規定の創設**。 ➢ これまでに**森林法、農地法、盛土規制法違反等の太陽光発電事業（計379件）**に対して、一時停止措置を講じた。森林法違反の４件については違反状態が解消されたことが確認できたため、措置を解除。 **【新たな制度的措置のイメージ（交付金留保後、認定取消しに至った場合）】** 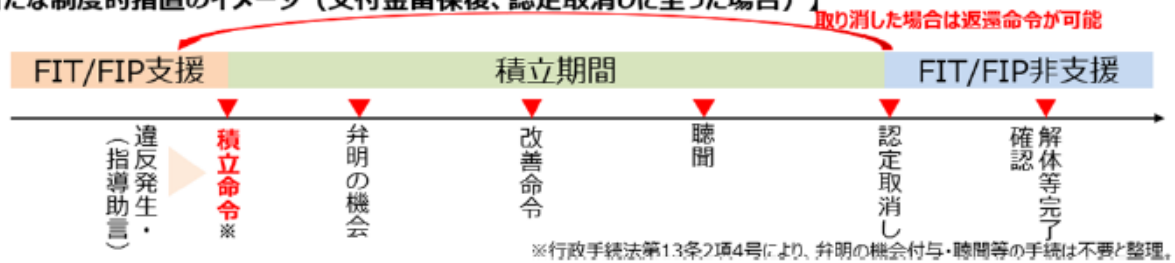 **※直近では、本年５月に、大規模事業を含む森林法違反の太陽光発電事業（９件）に対する交付金の一時停止措置を実施。**
③廃棄等費用への対応	➢ 2022年7月から**廃棄等費用の外部積立て**を開始。事業者による放置等があった場合、廃棄等積立金を活用。 ➢ 2030年代半ば以降に想定される**使用済太陽光パネル発生量ピークに計画的に対応するためパネル含有物質の情報提供を認定基準に追加する**等の対応を実施。使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、**リユース、リサイクル及び最終処分を確実に実施するための制度検討**を連携して進めていく。
④住民との丁寧なコミュニケーション	➢ 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など**周辺地域への事前周知の要件化**（**事業譲渡の際の変更認定申請の場合も同様**）。事前周知がない場合には認定を認めない。

地域脱炭素化促進事業に基づく促進区域の設定

環境省資料から引用

地域脱炭素化促進事業制度の全体像

環境省

- 市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組み。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ

国
都道府県

促進区域に係る全国一律の環境配慮基準の策定
促進区域に係る地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準の策定

個別法令に基づく事業計画の確認

協議　同意

市町村：促進区域等の策定

市町村が、

住民や事業者等が参加する協議会を活用し、

- **再エネ事業に関する促進区域や、**
- **再エネ事業に求める**
  - **・地域の環境保全のための取組**
  - **・地域の経済・社会の発展に資する取組**

を自らの計画に位置づける。

※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。

事業者：事業計画の作成

事業者は、

- **協議会における合意形成を図りつつ、**
- **市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。**

市町村：事業計画の認定

市町村は、事業計画の申請を受け、

- **事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、**
- **市町村の計画に適合する、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を認定。**

※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続等が不要に（ワンストップ化の特例）。

※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続が不要に。

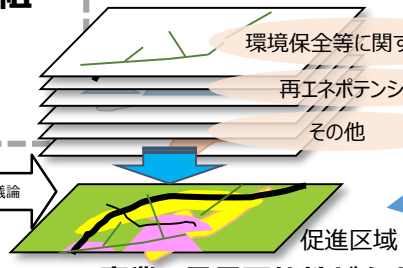

地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、地域自らが議論

事業の予見可能性が向上
協議会の活用等により、合意形成がスムーズに

地域に役立つ再エネ事業を誘致

地域脱炭素化促進事業計画認定の主なプロセス

1. 国の環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）	国	その他のエリア ／ 市町村が考慮すべき区域・事項 ／ 除外すべき区域
2. 都道府県基準の設定	都道府県	その他のエリア ／ 市町村が考慮すべき区域・事項 ／ 除外すべき区域
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定	市町村	**＜地方公共団体実行計画＞ 促進区域・地域の環境の保全のための取組等** ／ • 協議会等での協議
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定	事業者	**＜地域脱炭素化促進事業計画＞** 地域脱炭素化促進施設の整備 ／ 地域の脱炭素化のための取組 ／ 地域の環境の保全のための取組 ／ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
5. 地域脱炭素化促進事業計画の認定	市町村	• 協議会等での協議 • ワンストップ化の特例 • アセス配慮書省略

「北海道GX推進税制」における地域との合意形成

北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例の概要

制定の趣旨

北海道経済の活性化に資するよう、道税の課税の特例及びその特例の適用に必要な事業計画の認定等に関する事項を定めることにより、地域における自然環境及び生活環境との調和の下に、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行（以下「GX」という。）に資する産業及び金融機能の集積並びに当該産業の供給網の構築を図る。

制定動機

○　令和５年12月　政府が「金融・資産運用特区」の創設に向け、関心を有する自治体の募集を公表。
○　令和６年１月　北海道・札幌市が共同で「北海道・札幌GX金融・資産運用特区」を国に提案。
○　令和６年６月　政府が北海道と札幌市を「金融・資産運用特区」に決定。併せて、「国家戦略特別区域」に指定。
⇒ 北海道におけるGX産業及び札幌市における金融機能の強化・集積等を図るため、道税の課税の特例制度を設ける。

制定の内容

・対象事業者が実施するGX事業又は金融事業の計画を知事が認定する
・対象事業者の道税（法人道民税（均等割除く）・法人事業税・道固定資産税）を最大10年免除
・対象事業者の道税（不動産取得税）を最大全額免除

（GX事業:1～5年目全額、6～10年目:1/2）
（金融事業:1～10年目全額※
※道固定資産税を除く

計画の認定（第３条）

○ＧＸ事業及び金融事業を営み、又は営もうとする者の特定事業計画を道が認定

開始等の届出(第５条)

○計画を認定された事業者に対し事務所の設置、家屋や土地の取得、これらを事業の用に供したときの届出を義務付け

事業報告等（第６条）

○上記事業者は毎事業年度終了後に事業の実績を報告
○道は事業が計画に基づき実施され、課税免除等要件に適合することを確認し、課税免除等の適否、対象税目及び課税免除等の算定に必要な割合を決定

道税の課税免除等（第10条～第17条）

○対象となる道税について課税免除等を実施する
・法人道民税　・法人事業税
・不動産取得税　・道固定資産税

他の条例との調整（第19条）

○本条例による課税免除等の適用については、他の条例の規定による課税免除等を優先して適用することとする

その他の規定

○事業計画の変更の認定、認定の取消し
○事業者に対する報告徴収、立入検査

施行期日等

令和７年４月１日

地域との合意形成に関する要件について（GX事業）

○計画認定の際に、関係法令の遵守や地域の合意形成等に関して実施を予定する内容を報告することとし、その内容を確認できるものを対象とする。
○事業報告の際に、関係法令の遵守や地域の合意形成等に関して実施した内容が確認できるものを対象とする。
○合意形成に資する取組や配慮事項をガイドラインに例示する。

【地域の合意形成の確認について】

・道が計画を認定するにあたり確認する地域の合意形成の状況については、立地市町村の意見を基本とし、これに寄りがたい状況が認められる場合は再エネ導入に関する地域向けの相談窓口や、関係課・関係機関とも連携しながら、更なる状況把握に努める。

【ガイドラインにおける記載例】

1　生活環境への配慮事項

・施設の適切な維持管理、地域特性（雪捨て場の確保、用水路の整備、私道の整備など）など

2　自然環境への配慮事項

・動植物等の生態系への配慮、環境教育等の実施、地域特性（環境保全の取組への協賛、施設の色彩調整など）など

3　地域社会への配慮事項

・地域説明会や事業報告会の開催、地域振興（収益の地域還元、地域の 交流スペースの整備、地元調達・雇用の確保等）など

～手続きの流れ～

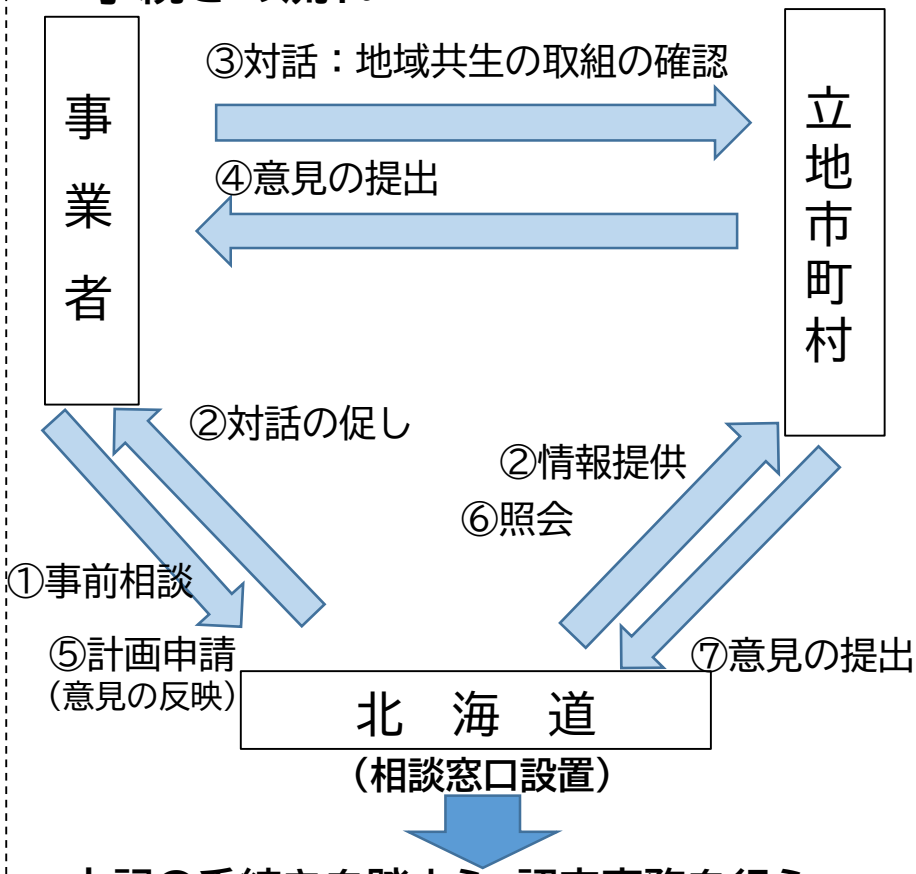

上記の手続きを踏まえ、認定事務を行う